

東京都児童福祉審議会 第7回専門部会
(子育て家庭を地域で支える仕組みづくり)

議事録

1 日時 平成30年7月27日(金) 13時59分～15時52分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室B

3 次第

(開会)

1 議 事

報告書骨子の検討

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、駒村副部会長、秋山委員、石坂委員、大木委員、大竹委員、
加藤委員、北井委員、酒寄委員、杉野委員、正木委員、松本委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 「子育て家庭を地域で支える仕組みづくりー多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けてー」【提言骨子・案】

資料3 児童相談体制の強化に向けた都の取組について

資料4 専門部会開催スケジュール

その他 参考資料

開 会

午後 1 時 5 9 分

○竹中家庭支援課長 本日はお忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。
ただいまより、今期第 7 回専門部会を始めさせていただきます。

初めに、本日の出席状況ですが、松原委員から御欠席の御連絡をいただいております。
その他、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。

次に、お手元に本日の会議資料を配布しておりますので御確認をお願いいたします。

資料 1 としまして、委員名簿、事務局名簿、
資料 2 が、提言骨子案となります。

資料 3 としまして、児童相談体制の強化に向けた都の取組、
資料 4 が、専門部会開催スケジュールとなっております。

また、参考としまして、これまでの各回の部会の資料集及び緊急提言を置かせていただ
いております。

本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されます
ので、よろしくをお願いいたします。

それでは、この後の進行は柏女部会長にお願いしたいと思います。

○柏女部会長 皆様、こんにちは。連日暑い日が続いて、この一両日ちょっと過ごしやす
くなったと思うと、途端に疲れが出ます。体調をぜひ崩さないように御留意ください。その
ような中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

今日は報告書骨子案の検討ということになります。次回は取りまとめの議論が行われる
予定でありますので、それに向けて今日はぜひたくさんのお意見を頂戴できればと思いま
す。また、この間の悲しい事件もあり、児童福祉審議会でも別の部会で検証が行われてお
ります。その様子も踏まえて都のほうで新しい方針も出されておりますので、そうしたこ
とも含めていただきながら、事務局から関連する資料についての説明をしていただきまし
て、その後に審議に入っていきたいと思っております。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○竹中家庭支援課長 では、御説明をさせていただきます。

本日は、資料 2 の提言骨子案で内容を議論いただきたいと思っております。また、今、

柏女部会長がおっしゃったとおり、3月に発生いたしました目黒区5歳児の虐待死事件の事例も受けまして、東京都のほうでもさまざまな取組を打ち出しております。まずその御説明をさせていただいて、この事件の内容も踏まえて、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に資する取組の強化についても、この提言の中へ入れていただきたいと思いますっております。

はじめに資料3をご覧ください。「児童相談体制の強化に向けた都の取組」として、6月に打ち出しているものでございます。

まず、資料に記載はございませんが、先ほども御説明がありましたように、東京都児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等検証部会におきまして、現在、転居前に住んでいました香川県と連携して検証を行っているところでございます。報告書についてはできるだけ早く出していきたいと思っておりますが、丁寧な検証をしていきたいと考えております。

また、資料3記載の10の取組についてですが、1つ目の「警察との連携強化」については、現在、東京都と警視庁の協定の見直し等々、情報の連携強化を図っていく方向で調整しているところでございます。

2つ目は、「都独自の安全確認行動指針の策定」です。児童相談所職員自身が安全確認行動、48時間以内に子供を現認するということ、それから出頭要求や立入調査を躊躇なく行えるような判断基準などを掲載するということで、今、作成しているところです。

3番目は、「虐待を防止するためのLINEを利用した相談窓口の開設」です。現在、4152（よいこに）電話等については電話が主軸でございましたけれども、LINEによる対応が可能ではないかということで、11月にトライアルを実施する方向で進んでおります。

4番目の「全ての子供を虐待から守る環境づくりをするための都独自の条例を策定」については、東京都等の行政の責務、都民の責務、保護者の責務等々を規定した条例の策定を考えており、今後検討を進めてまいります。

5番目は、「児童相談所の体制強化」です。児童福祉司等の増員による体制強化を考えております。

6番目は、「児童相談所の法的対応力の強化」です。児童相談所において、法的手続等をさらに速やかにできるような助言等を弁護士に行っていただける体制を充実させていくということ、打ち出しております。

7番目は、「24時間365日子供を見守る体制の強化」ということで、一時保護所の

職員の増員などを考えております。

8番目は、「地域でのネットワークの強化」です。区市町村の取組の充実を支援するというので、この8番目につきましては、この部会のテーマと重なる部分になると思っております。

9番目は、「全庁横断的なプロジェクトチームの立ち上げ」です。各局さまざまな関係機関や団体とのつながりもございますので、そうした各局を通じた対応策を検討するというので全庁横断的なプロジェクトチームを6月に立ち上げております。

10番目は、「国への緊急要望の実施」です。今回、自治体をまたがるケースの引き継ぎ等に課題があったのではないかと認識しているところで、そうした部分を全国のルールとして徹底していただくというような緊急要望を6月13日に行ったところでございます。以上が資料3でございます。

資料2にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました取組も踏まえた提言骨子案を示させていただきます。

まず「はじめに」でございますけれども、今までの議論の中でも、核家族化の進行、人間関係の希薄化などによって、家族や地域から十分な支援を得がたい状況でありまして、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが重要だと、そして、東京都におきましては、子供・子育て支援総合計画や障害児福祉計画などを策定し、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりに向けて、母子保健・子育て支援・障害児支援のさまざまな分野の取組の強化や連携強化について検討をする必要があるということでまとめております。

第1章は「東京都における現状」です。まず1つ目、「子育て家庭を取り巻く状況」としまして「(1) 妊娠・出産に関する状況」では、出生数や子供に対する負担感や不安感の状況、「(2) 子育て家庭の状況」では、核家族世帯、共働き世帯、子供の貧困の状況や子育ての負担感や地域とのつながりの希薄化の状況を取り上げます。また、「(3) は障害児支援の状況」では、障害児通所支援事業所等の推移や事業所数、相談支援の状況などを述べていき、「(4) 児童虐待の状況」では、虐待対応件数の増加やケースの困難性、死亡事例検証の結果なども踏まえるということで書かせていただいています。

2つ目は「子育て家庭への支援の取組の状況」です。まず「(1) 母子保健」では、区市町村における母子保健サービスや、ゆりかご・とうきょう事業などの東京都の取組など、「(2) 子育て支援」では、地域における子育て支援サービスや区市町村の児童家庭相談の状況、「(3) 障害児支援」では、その取組の状況や今後のあり方について記載いたし

ます。そして、それぞれのところで法改正等がございますので、そういった状況についても述べていきます。

以上のようなことから、子育て家庭を取り巻く現状、多様なニーズに対応するため、総合的な取組の充実が必要であるということで、東京都の現状をまとめてはいかがかと考えてございます。

おめぐりいただきまして、第2章「子育て家庭に対する支援の課題」でございます。

まず1つ目は「子育てニーズの把握と切れ目ない支援」に関する課題です。母子保健分野におきましては、地域での子育てニーズの的確な把握が必要という中で、母子手帳交付時にニーズや課題の的確な把握が困難であったり、特に予期せぬ妊娠や、支援から孤立する家庭の把握が困難であるということ、妊娠期からの切れ目のない支援の方策につきましては、必要な家庭に対するサービスが十分とは言えないことや、里帰り出産などへの支援を切れ目なく行うための工夫や連携が必要ではないかということ、切れ目のない支援のための体制につきましては、人員体制や人材育成等の強化、広域的な支援ということが必要ではないかということ、精神疾患や産後うつなどの方に対応できるような知識やスキルのさらなる向上が必要ということを課題として挙げております。

2つ目は「支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービス」です。まず「(1) 支援を要する子育て家庭へのサービス」について、子育て支援への課題として、子育てに課題があって、特に支援を必要とする家庭に対する支援の課題といたしまして、ショートステイ事業は利用者が利用しやすい仕組みにはなっていないということ、対象家庭の状況に応じた養育支援訪問事業が大切なのではないかということ。貧困の子育て家庭への支援のネットワーク形成の方策を練る必要があること。虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた地域の力の強化が必要なのではないかという点を挙げております。また、地域の力を活用した子育て支援サービスについては、子育てひろばでの利用者支援事業などの拡大の必要性、ファミリー・サポート・センター提供会員が不足していること、会員の研修充実なども必要なのではないかということ、在宅子育て家庭への支援が不十分であったり、食を通じた地域の交流の場の拡大も重要だということ、乳幼児を連れた保護者が安心して出かけられるような環境整備もまだまだ不十分ではないかという点を課題としています。

「(2) 地域における障害児支援」については、障害児支援の体制整備をする必要があるということで、発達の気になる児童をはじめとする障害児や医療的ケア児、その家族を地域で支える仕組みが必要ではないか。それから、障害児が一般子育て施策を利用できる

ようなバックアップが必要ではないかということ課題として挙げております。

3つ目は「妊娠期から子育て期にわたる支援における各分野の連携」についてです。母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携方策といたしまして、支援が必要な子供に早期に気づき専門的支援につなげる体制強化が必要ではないか、そして、障害の有無にかかわらず一般子育て施策を利用できる環境の充実が必要ではないかという点を課題で挙げております。

おめくりいただきまして、第3章に移らせていただきます。「多様なニーズに対応した切れ目のない支援の強化に向けて」ということで、ここから提言の内容を記載しております。

まず、前提として「母子保健、子育て支援及び障害児支援の各分野の取組を強化するとともに、区市町村における各分野の相互連携の強化が必要」という考え方を主軸に置いております。

1番目は「子育てニーズの把握と切れ目のない支援のための体制強化(母子保健)」です。提言①は、予期しない妊娠など特に支援が必要な妊婦を含め、地域における子育てニーズや課題の適切な把握に向けた取組の強化をするということで、具体的には、1つ目として、妊娠期からの適切なニーズ把握のため、ゆりかご・とうきょう事業を通じた区市町村の妊婦全数面接等の取組の支援をすべきというものです。2つ目は、母子健康手帳に関しまして、都が作成した子供手帳モデルを活用できるような支援の推進。3つ目は、産婦健康診査支援事業を引き続き推進することと、区市町村の家族や親族に向けた産後鬱等の普及啓発などの取組を支援するべきということ。4つ目は、予期しない妊娠、それから医療機関未受診の妊婦などに対する普及啓発を効果的に行うこと。5つ目は、妊娠相談ほっとラインをより多くの女性が利用でき、区市町村の必要な支援につながる仕組み、そういうものに取り組むべきだということ。以上、5つ挙げております。

提言②でございますが、妊娠期からの切れ目のない支援策の充実ということで、1つ目として、産後ケア事業を引き続き推進していくということと、要支援家庭の早期発見・支援に取り組む区市町村が、心理相談員など専門職による個別相談やグループ指導などの支援策を講じられるような支援をすべきということ述べさせていただいております。2つ目は、子供の健康に関する保護者の不安や悩みを解消できるように、子供の健康相談室の周知を進めるとともに、深夜でも利用しやすくするべきということです。3つ目として、予期しない妊娠や里帰り出産など、切れ目のない支援の取組の有効な事例の横展開という

ところを述べております。

提言③は、妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化についてです。1つ目として、ゆりかご・とうきょう事業につきまして、区市町村が切れ目のない支援体制を整備するよう検討するべきということ。2つ目として、母子保健従事者向けの研修によって、人材育成を強化して支援すべきということ。3つ目として、医療機関向けの研修を通じて、産後うつや虐待未然防止・早期発見のための知識等の向上を支援するべきということを述べております

次のページに移りまして、2番目の「支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実」のうち、「(1) 子育て支援のサービスの充実(子育て支援)」つきまして、御説明いたします。

提言①といたしまして、子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援の強化について、ショートステイ事業の当日予約や利用枠の確保や、協力家庭を活用いたしました多様な資源を活用したショートステイを実施する区市町村の支援を強化すべきではないかということ、養育支援訪問事業について、課題に応じた専門職の訪問など対象家庭の状況に応じた実施が必要ということ、ファミリー・サポート・センター提供会員に児童虐待防止に係る研修を行って早期発見を促進するべきということ、貧困の子育て家庭に関する関係機関のネットワーク形成をすべきということ、家庭的な食事の提供等、地域とのつながりの確保ということで「子供食堂推進事業」の推進を図るべきということ、子供家庭支援センターに経験豊かな虐待対応職員を配置できるように支援するべきということ、要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援を行うべきということ、そして最後に、地域の児童虐待への気づきの目を増やすために、虐待のサイン及び発見時の連絡先を地域住民や関係機関に十分に周知するべきということを挙げております。

提言②といたしまして、地域の力を活用いたしました子育て支援サービスの強化について、子育てひろばにおける利用者支援事業の実施や地域支援の実施を拡大するべきということ、ファミリー・サポート・センター提供会員の質と量を確保するために、研修等を受講した会員に報酬を増額する「とうきょうチルミル」の拡大をしていくことが必要ということ、在宅で乳児を育てる家庭に対し、家事支援の充実を行う「在宅子育てサポート事業」の推進や、民間団体が行います地域ボランティアを活用した傾聴などの訪問支援を行う事業の実施促進などを図るべきということ、子供食堂など食を通じた地域の交流の場の拡大を図るため、子供食堂の安定的運営を支援する「子供食堂推進事業」の推進を図るべきと

いうこと、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるよう、授乳コーナーやおむつがえ等ができる「赤ちゃん・ふらっと」の一層の拡大ということを挙げております。

ページをおめくりいただきまして、次は障害児支援の部門になりますので、障害者施策推進部から御説明いたします。

○田中障害児・療育担当課長 それでは、障害児支援分野の提言につきましては、障害児・療育担当課長の田中より説明いたします。

5ページをご覧いただきたいと思います。障害児支援につきましては、今まで議論いただいた中から4点、提言案としてございます。主立ったところを話していきたいと思っております。

提言①ですけれども、児童発達支援センターを中核とした地域支援の体制の構築について、具体的には、第1期障害児福祉計画に基づきまして、全ての区市町村に児童発達支援センターの設置が進むよう区市町村の実情に応じた支援をすべきですとか、機能強化の取組の推進、また、地域支援の中核的役割を果たす仕組みづくりの必要性を挙げております。

提言②は、一般的な子育て支援策への専門的なバックアップでございます。保育所等を利用する発達の良い児童を初めとする障害児や医療的ケア児に対して、早期に専門的な支援を行うべきですとか、保育所などにおける体制整備を充実する他、保育所等訪問支援を全ての区市町村で利用できる体制の構築が重要であるとして、記載をしております。

提言③は、身近な地域で利用できる障害児通所支援等の充実についてです。障害児通所支援事業所の支援の質の向上に努めるとともに、医療的ケア児の受け入れが進むよう支援することや、身近で安心して支援を受けられるよう、地域の実情に応じた整備が必要ということまた、医療的ケア児の受け入れが進むよう働きかけるとともに、看護職員等の配置を支援すべきということを具体的な内容として挙げております。

提言④といたしまして、障害児・家族を中心とした相談支援の充実です。相談支援事業所の利用を促進するため、相談支援員を育成するなどの機能強化が必要ということ。相談支援事業所においても、医療的ケア児に関する研修を行うなどの支援が必要であるとして記載をしております。以上です。

○竹中家庭支援課長 では、6ページをご覧いただきまして、最後に「3 妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化」について、前回御議論いただいた内容をまとめてございます。

提言①、支援が必要な子供に早期に気づき、必要な専門的支援につなげる体制の整備に

つきましては、情報システム等による母子保健分野と子育て支援分野との情報連携の強化や、各分野に精通し、適切な支援につなげる専門人材の育成、地域の実情に応じた配置をするということ、保健センターや子育てひろば等の職員に障害分野の研修を行うなど人材育成をするということ、保健センター等と子育てひろばを併設して、連携を強化するとともに、児童発達支援センターの職員がひろば等に出張し、専門的な発達相談等を行うことも重要であるということ、区市町村が実情に合った方策を選定し実施できるような分野を超えた連携についても先進事例を集約して、整理をし、横展開していくということを述べております。

提言②、障害の有無にかかわらず、全ての子供が一般子育て施策を利用できる環境の整備につきましては、子育てひろばに障害児を支援するための専門職を配置する取組を推進していくこと、障害児が子育てひろば等一般子育て施策を利用する場合に、発達センター職員などの専門職が訪問して、助言などを行うバックアップをする仕組みが重要であること、区市町村が実情に合った方策を選定し実施できるような先進的事例を集約して、事例の共有を促進していくことを述べております。

提言③につきましては、子供の成長の各段階に応じてかかわる機関同士、例えば保育所から学校に上がるときの連携だとか、転居前後の支援機関の間の切れ目のない連携体制の強化も必要ではないかということで、記載しております。

最後に「おわりに」ということで、この母子保健や子育て支援、障害児支援のそれぞれの分野について施策の充実を図っていくことが必要であり、それぞれが連携して切れ目のない支援を行っていくことが重要ということを記載しております。

以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、提言骨子案について全体の説明をいただきました。審議については、章ごとに区切って進めていきたいと思っております。最初に「はじめに」と第1章「東京都における現状」、次が第2章になりますが、2章と3章は、母子保健、子育て支援、障害児支援、そして最後に連携強化という形で5つの分野に分けて議論を進めていきたいと思っております。最後にもう一回全体の議論をしたいと思うので、時間配分からいうと短いもので10分、長いもので15分から20分という大体の時間配分で進めていきたいと思っております。

なお、この部会の趣旨からいえば、最後の「妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化」のところが一番重要になるかと思っておりますし、新たに今回、先ほど御説

明いただきましたように、最後の各分野の連携強化の提言③として、子供の成長の各段階に応じてかかわる機関同士及び転居前後の支援機関の間の切れ目のない連携体制の強化の部分は、まだ御意見としてはそんなに多くはございませんので、その部分の御意見をいただく時間も少しとりたいと考えております。

そんな大体の流れで進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、早速進めていきたいと思っております。

まず、「はじめに」と第1章について、御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 第1章の(4)児童虐待の状況で死亡事例検証結果というところがありますが、この結果を活用するというようなところまで、文言を入れてもらえるといいかと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。ぜひ、それを生かしていただければと思っております。

他はどうでしょうか。

では、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 「はじめに」にある4つの黒丸の中身ですが、内容はともかくとして、文末が、重要、展開、検討という言い切りになっています。第2章でも同じように、困難、必要、重要、不十分と、体言止めの表記がされるのですけれども、行政用語として、提言というものはこういう表記の仕方をするものなのですか。○柏女部会長 この提言骨子というのと提言本文とは当然違うと思っておりますので、その辺も含めて事務局のほうから、御説明していただけますか。

○竹中家庭支援課長 部会長がおっしゃるとおり、今日は骨子案提示ということで、体言止めにしておりますが、行政用語として決まっていることではございません。最初の「はじめに」などは、例えば、重要となっているとか、そのような形での表現にいたしますし、全体に合わせていくということはいいたします。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。他はいかがでしょう。

○駒村副部会長 本委員会で一度お話しして、どの部分で議論していいかわからなかったことが1つあります。資料に書いてあるように、各個別の専門施策が重要であるということは、もちろんここで議論しているわけなのですが、今回のテーマである「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」というのは、きっと、子育て家庭の生活を地域で支えていくという趣旨だと思うのです。あるNPO法人がやっている取組があります。発達障害

のある子供たちが地域で生活するときに、普通の生活をしていると、もちろん理美容も受ける、あるいは病院にも歯医者にも行くということなのですけれども、そういう理美容とか歯医者の方などが発達障害の子供たちを非常に怖がって、施術を受けさせてくれないというような問題があって、そのNPOでは、理美容の人や歯医者の方に、発達障害を持った子供たちとどのように接すれば髪を切らせてくれるのかとか、そういうノウハウを教えるような取組をしているということなのです。

これは各職業団体がそういう勉強をおのずとやっていけばいいわけですがけれども、決して多いケースではないことから、必ずしもそういう情報は持たずに営業をやられているということなのです。日常生活で利用する店の店員や、そういう対人サービス業に従事する人に、発達障害のようなさまざまな課題を持った子供たちに対して、どう接すればいいのかということを知っていただくような取組は、課題を持った子供たちが地域で生活していくときには必要ではないかと思っていたのですけれども、このテーマからはそれは逸脱しているということなのか。逸脱しているとする、本来こういう議論はどの辺がすべきなのか。前から問題意識を持っておりましたので、お願いできますでしょうか。

○柏女部会長 お願いします。

○渡辺計画課長 障害者施策推進部の計画課長をしております渡辺でございます。

副部会長からの御意見はすごく重要な御意見とっております。今回こちらの部会では、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりということで、部会の中心のテーマとして、未就学児を中心に検討していこうということもあって、あまりその話題が出なかったのだと思うのですけれども、東京都でも障害者差別解消に関する条例をつくりまして、この条例には、障害の理解促進というのも含んでおります。そういった意味で、いろいろな方の障害の特性を社会に知っていただいて、どのようにしたら具体的に支援をしていけるのか検討していく。支援をしたいと思っても、その特性がわからないためになかなか支援をしづらいということも、特に発達障害は難しいのですけれども、発達障害に限らずありますので、その点についても、広めていこうということをしております。そういった文脈の中で取り組んでいきたいと思っております。

ただ、発達障害が顕在化してくる成長の段階を考慮すると、未就学児よりもちょっと上の年齢の人たちのことも含めて検討しないといけないのかと思います。今回、そのことを中心にしてしまうと、部会のテーマとはちょっと外れてしまうので、我々の部でも発達障害支援協議会などをしておりますので、今日の御意見を参考にさせていただきます、

当方の部で検討いたしまして、こちらの児童福祉審議会の部会とも連携できることがあれば積極的にしてまいりたいと思います。

○柏女部会長 よろしいですか。

○駒村副部会長 ちょっと年齢がずれているところもあると思うのですがけれども、職域団体のほうに差別解消法を具体的にどうイメージするのか。特に子供にかかわるところは必要なのかと思いますので、広く周知するとともに、各職域の特性を踏まえて、何か連絡していただければいいのではないかと思います。ありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

恐らく先ほどの御意見は、最後の提言③のところにも今のかかわってくるのだらうと思うのです。発達障害の例が出ましたけれども、東京都のほうからは、虐待防止のための全庁横断的なプロジェクトチームを立ち上げるという説明がありましたが、虐待でも発達障害でも同じであって、そういう問題について地域の人たちが理解できていくような体制づくりをしていく。そして、そこになかなかつながらないためにできてしまったすき間をNPOが支援するというような仕組み、包括的な体制をつくっていかねばいけないということなのだらうと思います。そういう意味では、今の御意見をきっかけにして、提言③のところを少ししっかりと考えていかねばいけないのだらうなと思いました。ありがとうございました。

では、杉野委員、お願いします。

○杉野委員 第1章のところで「1子育て家庭を取り巻く状況」として、4点ほど書いてありますね。妊娠・出産、子育て家庭、障害児支援、児童虐待。それで、恐らくその状況に対応した形で右側に「2子育て家庭への支援の取組の状況」ということで、母子保健、子育て支援、障害児支援と3点ほど挙がっておりますが、4点目の児童虐待の状況に対する支援という形では、別途どこか他のところで示されるのでしょうか。左で4点挙がって、右で3点となると、4点目はどうなっているのかとちょっと思いましたので。

○柏女部会長 これはいかがでしょうか。

○竹中家庭支援課長 右側のほうでは、それぞれの分野にかかわるということで、児童虐待の項目について、特出しはしていない状況でございます。

○柏女部会長 よろしいですか。右下のところにある総合的な取組の充実が必要だということ浮き出させていただくことが大事なのだと思います。

では、北井委員、お願いします。

○北井委員 「はじめに」のところなのですが、いろいろな施策や連携強化について書いてあるのですが、基本的な施策等を妊産婦、あるいは子育て家庭、障害児を持つ家庭に情報提供することが必要なのではないかと思います。情報提供して初めてその利用が促進されるということですから、施策をつくるだけではなくて、それを的確に利用者側に情報提供するということも入れていただいたほうが、きっと効果的な支援ができるのではないかと思います。

○柏女部会長 先ほどの周囲の理解を得るということも含めて、当事者たちへの情報提供ということも大事なことではないかと思います。

それでは、課題と提言のところに移っていてもよろしいでしょうか。

まず、2章と3章は、課題があって、そしてそれに対する提言があるということで、セットで考えることができますので、2章と3章について、あわせて御意見をいただきたいと思います。まず、「1 子育てニーズの把握と切れ目のない支援」の部分について、何かございましたらお願いしたいと思います。提言は3ページのところになります。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 提言自体にどのように書き入れられるかわからないのですが、課題の1番「子育てニーズの把握と切れ目のない支援」の2つ目の○なのですが、「妊娠期からの切れ目のない支援の方策」で、里帰り出産などへの支援を切れ目なく行うための工夫や連携のときに、産後ケアとかが支援の一つに入ってくると思います。その産後ケアが自治体をまたいでも利用できるような工夫をしていくことが、一つの切れ目のない支援になるのではないかと思いますので、そういうことも視野に入れて提言をつくっていただくといいかと思います。

○柏女部会長 大事なことだと思います。具体的な方法はどのような方法があり得るのか、まだ定かにはわかりませんが、視野に入れていただくことはとても大切なことだと思います。

他はいかがでしょうか。

では、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 切れ目という言葉があちこちに出てくるのですが、多分、切れ目という中身は、前後関係で内容が違うと思うのです。今の秋山委員の切れ目なく行うためのという場合の、地域をまたぐことで生じる切れ目と、成長の段階でかかわる機関が変わることで生じる切れ目という話と、いろいろあると思うので、その辺は少し丁寧に記述しないと

わかりにくいのではないかという気がするのですけれども、いかがですか。

○柏女部会長 これはそのようにしていただいたほうがいいと思います。ありがとうございます。

他はどうでしょうか。

松本委員、お願いします。

○松本委員 予期しない妊娠であるとか医療機関未受診の妊婦というのは、非常にリスクがあると感じているのです。例えば若年での妊娠などというのも多々あるわけで、区市町村のほうでも教育機関との連携というのが非常に重要だと思っているのですけれども、例えば高校生世代に区市町村がアプローチするのは非常に難しいところがあって、少しつながりが切れているなというところがあるのですが、そういった高校などの教育機関も活用した普及啓発というのは非常に重要ではないかと思います。そういった中で区市町村の窓口を案内するとか、そういったことができればいいなと思っているところです。

以上です。

○柏女部会長 これはまだ出ていなかったところですね。新しい御意見だと思いますので、貴重な御意見をありがとうございます。

では、大木委員お願いします。

○大木委員 今回、切れ目ない支援というところが一つのテーマなので、妊娠期からの話を割とたくさん書いていただいているのですけれども、出産後の市町村の母子保健においては、乳幼児健診が軸になって展開されています。妊娠期だけではなくて、出産後もどうつながっていくかということなのだと思うのです。市町村の母子保健事業の中で、発達の遅れや虐待の問題が出ると、子供家庭支援センターや児童発達支援センターにつなげ、そこがつながることによって母子保健が切れてしまうというようなことで切れ目ができてしまう。

専門部署ができたのはすごく充実してよいことだとは思いますが、機関をまたぐことで、母子保健が一貫して見ていく必要のあるところが切れてしまっているというところがすごく気になっているのです。今の提言案には、妊娠のところからちゃんと把握できるようにという点については割とたくさん書き込まれているのですが、出産後のところで、もう少し部会で出た意見を入れ込んでいただけるといいなと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。大切な視点です。相互に情報のフィードバック等をしていかなければならないので、システムづくりも含めて考えなければいけないという点

はこれまでも出ていたと思いますので、入れていただければと思います。

○大木委員 乳幼児健診を、集団ではなくて個別委託する自治体も出てきているのです。そうすると、個別委託の場合は地域の医師会の先生のところで健診を実施していただくのだと思うのです。6か月、9か月健診は既に個別委託になっていますが、その健診での情報と市町村側の保健部署がちゃんとつながってなくて、タイムラグがあったり、その情報がきちんと支援に生かされていないかったりというのは現状でもすごく大きな課題かと思えますし、この後、個別委託をしていくところが広がっていくと、よりそこは重要な、大きな課題になっていくと思うので、書き込んでいただくといいなと思います。

○柏女部会長 医師会との協力の話に関連するかと思いますけれども、北井委員、正木委員、何かございますか。

○正木委員 私は開業医で小児科をやっておりますけれども、6か月健診、9か月健診、1歳半健診があります。ただし、患者は、そこへずっと行くとは限らない。途中で受診が途切れてしまってどうしたのだろうと思って、自治体に聞いてみると、転居してしまっていたということもございました。ですから、連携していないわけではなくて、おかしいなと思うことは連絡しようではないかというように小児科医の集まりの中でやっております。ですから、これからどんどんよくなっていくのではないのでしょうか。

秋山委員、どうでしょう。

○秋山委員 医者同士の連携も、正木委員がおっしゃるように必要だと思います。

また、それに加えて言いますと、乳幼児健診は、母子保健法第12条及び第13条で、3、4か月健診と1歳半健診と3歳児健診が行われています。東京都は独自に6か月、9か月健診をさせていただいているのはとても充実していると思います。しかし、その狭間、1歳とか2歳、4歳、5歳、そのあたりが実は医療機関では健診が抜けているところでありまして、どのようにフォローしていけばいいのか。今回の目黒区の虐待死事件も5歳というところで、そこは本当に安全確認ができない時期であります。

安全確認を行うという視点からいいますと、今の乳幼児健診プラス、やはり1歳、2歳、4歳、5歳と定期的に安全をチェックできるようなシステムがあると、医師会としてもさらに医療機関同士での協力ができるかと思えます。よろしくをお願いします。

○正木委員 ありがとうございます。

○柏女部会長 年齢発達状況等によってエアポケットが生じないようにということだろうと思います。とても大切な視点だと思いますので、よろしく願いいたします。

他はいかがでしょうか。

では、北井委員、お願いします。

○北井委員 私は産婦人科医で、しかも病院のほうなので、あまり直接には乳幼児の健診はしていないのですけれども、里帰り等でかなり孤立してしまって、困ったなという産婦の方は何人かいらっしゃる。そういう方を受け入れる行政の窓口のようなものが開かれていれば、すぐにそこで本人に了解をとってそちらに連絡するような体制はつくれるのではないかと思いますので、できればそういう工夫もしていただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

その他、この分野ではいかがでしょうか。

○秋山委員 この骨子の文脈ではなくて、提言中に組み入れていただきたいなと思っているところがあります。第2章の1の「切れ目のない支援のための体制」というところで、精神疾患や産後うつなどに対応できる知識やスキルの向上のところですが、ここと養育支援訪問事業が連携をしているかどうか。ここをつなぐことが、切れ目のない支援につながることになるかと思っています。

それから、2番目の「(1) 支援を要する子育て家庭へのサービス」の2つ目の○、「地域の力を活用した子育て支援サービス」のファミリー・サポート・センターのところで研修の充実が必要とあります。この記載と「(2) 地域における障害児支援」の○の「障害児支援の体制整備」の黒ポツですが、障害児が一般子育て施策を利用するためのバックアップとありますが、実際に今のところ、ファミリー・サポート・センターの方々が、障害児はやはり預かりづらいというところもあって、一般子育て施策を利用しにくい状況がありますので、障害児もファミリー・サポート・センターの提供会員の力をかりられるように、これは先ほどの一般の市民の人たちの理解とかにもつながるとは思いますけれども、会員の研修の充実も、ぜひお願いしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。この辺りにあいている穴が1つあるということは事実のようですね。駒村委員、どうぞ。

○駒村副部会長 第3章の提言②です。子供の健康に関する保護者の不安や悩みを解消できるように、子供への健康相談室の周知を進めるとともに、深夜でも利用しやすくすべきであるとあります。これは資料3の児童相談体制の強化に向けた都の取組の③のLINEを利用した相談窓口の話との関係性みたいなものがあるのかどうなのか、確認したいと思います。資料3の③における課題意識としては、現在は電話での対応で、深夜には行ってい

ないということですね。このLINEでの対応というのは、深夜にやるかどうかまでは決めていないということですよ。

これは私もいろいろ議論する機会があるのですが、先ほども意見がありましたように、本当に届いてほしい人に届かないのが一番問題でして、そういう人は、行政に必ずしもシンパシーがないとか、理解がない部分もあります。このLINEのような割と簡単につながる方法は入り口としてはいいのではないかと考えています。ですので、提言②の、深夜でも利用しやすくするべきというところは、電話相談、LINE等々ということの意味しているのだろうかということを確認したかったのです。

もう一つは、これはどなたか専門の方がいてファクトがあればいいのですが、精神的課題を持っている人の中には、夜になると非常に問題が起きてくるという方もいると思うのです。虐待の問題とか相談の問題というのは、現実には相談時間とか実際の事故が起きているのは何時ごろが多いのか。やはりそれを意識して相談のシフトも考えなくてはいけなくて、そういう意味では、もしかしたら深夜もかなり充実しなければいけない。もしかしたら曜日によっても違うのかもしれませんが、この辺は何かファクトみたいなものがあるのかどうか。もし、御存じであればと思います。

以上です。

○柏女部会長 わかる範囲でお願いできればと思います。

○竹中家庭支援課長 まず1つは、資料3の③のLINEの活用ですが、今、4152（よいこに）相談ということで、子育て相談も含めて匿名の電話相談をやっておりまして、時間帯は朝9時ぐらいから夜9時ぐらいまで、深夜帯にはやっていない状況です。今回、LINEの相談窓口につきましても、現在の電話対応と同じ時間で、まず11月にトライアルを2週間やったうえで、それを検証して、来年度、本格実施に向けて対応していこうと考えております。

虐待などをしてしまいそうだとか、思わずたいてしまったとか、そういうことで苦しんでいる親御さんもおります。そして、子供自身からもそういったことを訴えられるような手段としては、SNSが今は本当に主流ですので、行政にすぐ電話というのではなくて、こういう相談の入り口をつくることも大事ではないかということで、今年度、実施させていただくことになっています。

今回の資料2の「1 子育てニーズの把握と切れ目ない支援のための体制強化」における提言②の、深夜でも利用しやすくするべきというところは、子ども医療電話相談事業の#

8000をイメージしているというところで書かせていただいております。

○柏女部会長 児童相談所全国共通ダイヤルの189は、たしか、どんな時間帯にかかっているかという統計はあったようですね。

○竹中家庭支援課長 今、手元には持っておりませんが、資料はあるかと思えます。

○柏女部会長 私も覚えていないのですけれども、たしか国のほうの資料であったと思うので、それなども参考にさせていただくといいかと思いました。ありがとうございます。

正木委員、お願いします。

○正木委員 先ほど来、虐待の話が出ておりますけれども、虐待死するお子さんの半数以上がゼロ歳児なのですが、ゼロ歳児の施策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○柏女部会長 事務局のほうで何かありますか。

○佐瀬事業推進担当課長 ゼロ歳児につきましては、予期しない妊娠からの心中ですとか痛ましい虐待死など、そういったこともあろうかというところで、まずは虐待の予防として、妊婦の時期からそういった困り事のある方を把握するという区市町村の妊娠届からの取組を東京都として支援していくというところでは、骨子案にも「1 子育てニーズの把握と切れ目ない支援の体制強化」における提言①で、予期しない妊娠など特に支援が必要な妊婦を含めというように書いておりますが、そういった施策を充実していくことで、ゼロ歳児の痛ましい事件を予防できるように、母子保健分野のほうでは取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○柏女部会長 ここでの議論がまさにそれにつながってくると思えます。

○秋山委員 7月から産後ケアを始めての実感なのですけれども、本当にこのゆりかご・とうきょう事業での面接というのが非常に機能しておりまして、そこから産後ケアにつながっていくということがあります。産後ケアから今度は予防接種、それから乳幼児健診というようにつないでいくことが大事で、ゆりかご・とうきょう事業、産後ケア事業等を引き続き推進と書いてありますけれども、ここに乳幼児健診というのをしっかり入れていただくことが、より切れ目のないものになっていくのではないかと思います。

正木委員がおっしゃいましたように、そこに6か月、9か月健診をしっかりやる。そして、提言③にある医療機関向けの研修をしっかり行っていただくというところに結びつけていただければいいかと思えます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

次のテーマに移ってもよろしいですか。それでは、4ページになります。「2 支援を要

する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実」のところになります。2ページに課題は挙がっておりますけれども、課題と提言をあわせてご覧いただき、何かございましたら、お願いしたいと思います。

北井委員、お願いします。

○北井委員 3ページの「1 子育てニーズの把握と切れ目ない支援のための体制強化」に戻らせていただくのですが、提言①の4つ目に、予期しない妊娠、医療機関未受診の妊婦などに対する普及啓発ということがありますが、なかなかこれは妊娠してからでは難しいという問題があって、むしろその前の性教育とかそういうところで取り上げていただかないと、そこであらかじめ知識を持っていれば予防にもなりますし、ある程度何か起こったときにも対応がしやすいので、本来のテーマと少しずれるかもしれないけれども、性教育のようなものを含めた内容にしていいただければと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。先ほどの松本委員の御意見にかなりつながる話だと思います。よろしく願いいたします。

では、石坂委員、お願いします。

○石坂委員 これはライフステージ別ということで、妊娠期以降のところは全て子育て支援ということなのだろうと思うのですが、先ほど大木委員がおっしゃっていた切れ目のない支援は妊娠から産後ケアまでで、子育て支援のテーマに来ると急に支援を要する家庭の記載しかないという感じがあるので、一般的な子育ての相談とか、そういうところがもうちょっと手厚ければいいのではないかというのが1つございます。

2点目は、大きなテーマとして、子育て家庭を地域で支えるというのがあるのですが、その地域のイメージがどうも東京都と区市町村でずれているのではないかと、この間から思っていたのです。資料ですと、「区市町村での取組を支援する」とあって、区市町村が地域なのだという印象を受けます。ただ、市としては、地域というのは場合によっては町内会であるとか、そのレベルをイメージしていることもあるのです。子育て世代包括支援センターというのは市に1か所あるだけではなくて、地域の中でも何か所かに区切って、やっていこうという考え方だと思うのです。今回の提言では、一切そういうのがなくなってしまっていて、どうしても区市町村の実施事業への支援という形になっているので、もう少し地域の中での横断的なもの、区市町村や行政だけではない他の団体や機関をつなぐような包括支援センターみたいなものは考慮されなくなってしまうのだろうかという点でございます。

3点目、これは本当に最初に戻ってしまうかもしれないのですが、第1章の子育て家庭を取りまく状況というところで、出生数について触れられているのですけれども、これは提言というか、この取組で考えていること自体が、少子化をどうしようかという、それに対する答えを書いているのだと思うので、少子化に向けてこのようないろいろなものがあるから、安心してみんなが産み育てていけるのだというような意気込みがどこかにあったほうがいいかと思いました。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。今の問題、特に子育て支援の分野で地域包括ケアをどう考えるかというところです。つまり、サービスの提供体制の話が十分この部会では議論できていなかったなということは感じます。高齢者のほうで進んでいる地域包括ケアのような仕組みをどうやってつくっていくのか。利用者支援専門員がどんな役割を果たすのか。そうしたようなところが少し十分ではなかったなという感じは、今のお話を伺って率直に思いました。そういう意味では、最後の各分野の連携強化というところで少し御意見なども補足的に頂戴できればと思いますし、今の石坂委員の御発言はとても大事な視点ではないかと思います。

他はいかがでしょうか。

では、松本委員、その後、酒寄委員、お願いします。

○松本委員 今のお話少し通じるところがあるかもしれませんが、ちょっと母子保健のところに戻ってしまうかもしれませんが、妊婦の全数面接をする中では、いろいろと悩み事を聞きながら区市町村とつながるということが大事なのですけれども、その後、出産後に地域の子育てひろばであったり産後ケアとつながったり、そういったことも非常に重要ですので、最初の専門職との接点というのは、妊娠期面接から出産後の地域や医療とつながっていく。そういう入り口になるということがすごく大事だと思ったところです。

○柏女部会長 ありがとうございます。位置づけというか、その視点も大事にしようということですね。

では、酒寄委員、お願いします。

○酒寄委員 私は、当初、地域というものに関して、本当に自分の身の回りの地域というように捉えていたのですけれども、だんだん部会の回数を重ねるうちに、私の認識は違っていて、どうやら地域というのは区市町村を指すものらしいということで、出席するようになっていました。しかし今、石坂委員の御意見を伺って、やはり地域について、そういう

捉え方もあるなというのを、また感じたところです。

私は本当に狭い地域で生活している人間ですが、ファミリー・サポート・センター提供会員とかそういう形でいらっしゃる方は、子育ての現状について本当に考えていらっしゃると思うのです。ただ、私を含め、もうちょっと年上の方たちは、今の子育てってどうなのと思っている方がたくさんいて、とても厳しい目で小さいお子さんのいるお母さんたちを見ていたりしますし、昔はこうだったわねという言葉が口にされたりもします。今、区民センターとか、お年寄りと子供が一緒の場で過ごすというところが多くて、私がサークルで行っているところもそういう場面が多いのです。年配の方は、悪気はないのですけれども、お母さんたちにいろいろなことをおっしゃると、お母さんたちはもう本当に困った顔をされているという状況があるのです。

そういう意味でも、本当に地域のお母さんたちの周りにはいる方たちにも、環境が変わってきていたりするので、子育て家庭を取り巻く状況というのは、昔と同じではないのですよということもいろいろな意味で伝えていかないといけないかと思います。研修を受けた方たちが一生懸命サポートをしようと思って接する機会よりも、何気なく接して言葉をかけている方と接する機会のほうが多いのではないかというのを感じています。

○柏女部会長 ありがとうございます。率直なところだというように思います。

他にいかがでしょうか。

では、大竹委員、お願いします。

○大竹委員 保健というような話もずっと出てきていますが、福祉という視点でいくと、特に地域の中の保育所、今、日本で230万人の子供たちが保育所に通っている。ここで働いている保育士が常勤職の換算で40万人いる。だから、非常勤等を含めればもっといるわけですね。この人たちが、気づく、かかわる、つなげていくというような、そんな意識を多く持っていくと、保健と福祉、保育というようなところもつながって、より効果的なものが出てくるのではないか。提言骨子の中に保育所とか認定こども園という言葉がなかなか出てきていなかったの、そこにも意識を持っていただくとよいだろうというところで、何か文言として入るといいと思いました。

また、児童虐待死亡事例等検証部会のほうにも参加しているものですから、そういった意味でいくと、墜落出産ということで、予期せぬ妊娠に対する予防や支援の方策が必要かと思います。昨年までは墜落出産の場合はどこも関係機関が関与していなかったということで、検証部会の検証対象になっていなかった。今年度からは全件検証対象にするという

ことで、今、具体的な検証方法は検討されていますけれども、それは先ほどから松本委員や北井委員もおっしゃっていたように、本当に高校生、中学生とか小学生、その段階から何らかの形で予防的などところでの教育というのもすごく重要だと思います。予期せず妊娠してしまったけれども、どこにも相談できずに、そして墜落出産という痛ましい事件になってしまっているところでは、どの時期からスタートかわかりませんが、今は中学生も含めて何らかの形で教育が必要ではないかという感想を持っています。

○柏女部会長 ありがとうございます。

子育て支援から障害児支援のところに進めてもよろしいでしょうか。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 今、大竹委員がおっしゃったことに加えて、ハイリスク家庭への手厚い支援というのはもちろん必要なのですが、それだともう追いつかないというか、基本的な子供の事故のリスクに対する認識が欠けているのだとか、家庭の持っているであろう養育力が弱くなっているのではないかということを経験するのですが、提言のどの部分に入るのだろうかと思ったのです。「(1) 支援を要する子育て家庭へのサービスの充実」の提言②において、地域の力を活用した子育て支援サービスの強化という、ここは子育て支援サービスとはなっているのですが、もう少し都民の人たち全体に、本当にACのスポット広告でもいいのですけれども、短い時間でもお風呂で目を離すと溺れてしまうんだよ、1人にしておくとこういう事故が起こるんだよというような、そういう基本的な教育的支援がポピュレーションアプローチとして展開される必要がある。そういう啓発が必要な社会になっているという認識があって、その辺りは広域行政の東京都のところでやっていただくとうまくいいのではないかと思います。

○柏女部会長 わかりました。幾つか意見が上がってきているので、もしかしたら提言③という形で、そうした啓発について1つ入れていってもいいかもしれませんね。あとは、地域の中で総合的に子育て支援ができるような仕組みをつくっていくといった、そうした提言も、提言③として入れていってもいいかと思いました。ありがとうございました。

では、杉野委員、どうぞ。

○杉野委員 5ページの「(2) 地域における障害児支援の充実」の提言②で、一般的な子育て支援策への専門的なバックアップということで、5つ目のところです。このため、就学児に学校教育への移行が円滑に進むように、児童発達支援事業所等と学校の連携を進めるべきという大きな方向性が出ていまして、提言の文言ですのでこれでいいかとは思うの

ですが、おそらく今問題になっているのは、障害がある意味はつきりしているお子さんもですが、それ以外に発達障害らしいなとか、いわゆる境界線上のお子さんたちが生まれてからある程度学齢に至るまでの部分ではないかと私は実は思っております。

そうなりますと、具体的にもう少し、児童発達支援事業所等と学校との連携、特に就学のときのシステムのかかわり方とかの記載をしたほうが良いのではないかと思います。障害児の場合は就学支援委員会というものが区市町村にありますので、それはある意味、ある程度幅広い形で見ていると思うのです。そこである程度進学先が決まって、例えば小学校に入学するとか、特別支援学校の小学部に入学するとか、いわゆる入学の形というのはでき上がっているのですけれども、その先の、例えば小学校、小学部に入った後の連携とか、一般的には小1プロブレムとかいう形でスタートカリキュラムの実施とか、大きな言い方をされていますけれども、今、やはり一人一人の非常に難しいケースをどのように扱えばいいかというところが大きな問題になっています。

それと、私は先般、幼稚園の経営者とちょっと話す機会がありまして、小学校の担任の先生は幼稚園から上がってきている資料を本当に読んでいるのだろうかという不安の声も聞きました。ですから、そうやって情報を上げて、新しい教育の場では、もしかしたら十分に活用されていない状況もあるのかもしれないということを感じた次第です。ですから、連携という言葉だけでなく、どのように進めるといふか、具体的な方向性が見えると、より良いのではないかという気がいたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。一般的な子育て支援策への専門的なバックアップの5つ目のポツ、就学児の学校教育の円滑な移行、この辺にかかわるところになりますでしょうか。

○杉野委員 はい。

○柏女部会長 わかりました。横の連携は話が結構出ているのですが、これは縦の連携になるかと思しますので、その部分についても忘れないようにしていきたいと思っております。

○秋山委員 「(1) 支援を要する子育て家庭へのサービスの充実」に3つ目の提言が入るということで、そこの中にぜひ1つ入れていただきたいのですけれども、やはり一般の子育て、それから杉野委員がおっしゃる気になる子供たちへの対応というところで、今、ペアレントトレーニングが非常に活用できるかと思っておりますので、そういうのも含めて一般市民への啓発というところでお願いできればなと思っております。

もう一つ、同じく(1)の提言①の4つ目のところに貧困の子育て家庭を支援する関係

機関のネットワーク形成とありますけれども、この関係機関の中にぜひ福祉事務所というところも入れていただきたい。福祉事務所で抱えている御家庭の中には子供たちがいて、その子供たちが、場合によっては大きくなって、特定妊婦として、また母子保健に関係するかもしれない。また、そのリスクは若年妊婦とか特定妊婦のときだけではなくて、数年後に児童虐待のほうにつながっていくというような連鎖もありうるのです。そういう点からも、福祉事務所をぜひネットワークの中に入れていただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。障害児支援関係のところではいかがでしょうか。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 「(2) 地域における障害児支援の充実」というところの提言①標題の文言です。児童発達支援センターを中核とした地域支援の体制の構築という、これはこれでよくわかるのですけれども、インクルーシブとか共生的という文言が出ていない気がしますので、我々としては、インクルーシブな共生社会を目指した地域支援体制というような文言を、ぜひ入れていただくといいかなと思ったりします。

あと、提言①の最後の黒ポツです。保育所等訪問支援等を担う専門職員の確保・育成を支援すべきということで、これは大事なことで、積極的に今後進めていかなければいけないことだと思っているのですが、もう一つ、相談支援専門員についてもぜひここに入れていただきたい。保育所等訪問支援だけが共生的なインクルーシブ活動といっている具体例ではないと思うのです。相談支援専門員の充実とか、相談支援事業所の充実というようなことと保育所等訪問支援事業というのは、共生化に向けたセットになった事業ではないかと思しますので、ここはぜひ併記をしていただきたいと考えます。

それから、提言②の一般的な子育て支援策への専門的なバックアップの黒ポツの2つ目についてです。全ての区市町村で利用できる体制の構築が必要というのですが、この一文において主語が誰かということになるのです。全体的に文章としては行政が主語になっていると思うのです。ところが、この一文だけが、「利用できる」となっていて、利用するのは誰かという利用者という話ですので、これは前後の流れからすると、市町村で実施できる体制の構築というような表現にして主体を揃えたほうがいいのではないかと思います。

それから、提言②の最後の黒ポツの、国に対してさらなる報酬の充実を働きかけていくことが必要というのですけれども、これは全体的な底上げをという意味なのかもしれない

のですが、やはり今日的な視点でいけば、インセンティブをきかせた、メリハリのある報酬の充実というような、そういう意味合いで使わないと誰も相手にしないのではないかと思いますので、そのような言葉を入れたらどうかと。

それから、提言④のところです。障害児・家族を中心とした相談支援の充実。これはこれでももちろんいいわけですが、やはり制度上、障害児相談支援事業というのがれっきとしてありますので、ここははっきり制度の名称が使われたほうがよろしいかと思うのです。その意味では、提言④には、あちらこちらに相談支援事業所とか相談支援員という言葉が使われているのですが、これは全部、障害児相談支援に係るものです。これは法令上使用している用語ですが、例えば私どものところでは、障害児という言葉を使いたくないから、通称として子供相談支援事業所と呼んでいるのです。ここではそういうわけにはいかないでしょうから、やはりきちんとした制度上の用語を使って、障害児相談支援事業所、障害児相談支援専門員とか、そういうふうにきちんと表記すべきではないかと思うのです。多分この記載は、障害児相談支援事業を指しているのだと思いますので、ぜひそうしていただけたらと思います。

また、文末を、「すべき」と言い切っている場合と、「ことが必要」としている場合があるのですが、何かニュアンスが違うのですか。

○田中障害児・療育担当課長 文末の表現につきましては、ニュアンスの違いによって分けたところではないので、その辺りは整理したいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

障害児支援のサービスが充実すればするほど、障害を持った子たちを囲い込んでしまうということになるのは本末転倒なことなので、冒頭におっしゃったインクルーシブな視点というのが一番大事だと思います。そういう視点で全体のトーンを書いていただくといいかと思いました。

他にはいかがでしょうか。

大木委員、お願いします。

○大木委員 今の議論とちょっと重なると思うのですが、5ページの提言②の一つ目の丸ボツのところ、この日本語が長いのでどこまでかかっているのかがよくわからなかったのですが、それでも、「保育所等を利用する発達の気になる児童」で区切るとして、そういった発達の気になる児童を初めとする障害児や医療的ケア児の専門的な支援を行うべきとあります。多分、この専門的というのは障害児支援の専門だと思うのですが、むしろ

医療的ケア児は保育所に入れないというのが今は課題だと思うのです。医療ケアを受けて、訪問看護とかも随分充実してきたのだけれども、むしろ一般的な子育て支援施策が使えないというところのほうが課題だと思うし、障害児もそうだと思うのです。療育は使えても、保育園の受け入れが難しいという状況になっているのです。

そういう文脈で、専門的なバックアップを保育所等にして、こういう障害や課題のある子供たちが保育園で受け入れられるようにするというのでいいのでしょうか。それでいいのですね。

でも、そのような意味であれば、この提言骨子の記載だと、障害児や医療的ケア児たちは保育園で受け入れられているのだけれども、専門的支援が不足しているというように読めてしまいます。

提言④については、障害児相談支援事業としての充実ということになると、先ほども意見が出ていたと思うのですけれども、障害があると明確になってない段階のお母さんや保護者の支援が重要だと思います。すごく気持ちに揺れがあって、そこが母子保健と障害児支援のつなぎのところだと思うのですが、お子さんの発達支援のことももちろんそうなのですけれども、そこの揺れているお母さんや家庭の親支援というのもすごく大事で、先ほどの母子保健のところも余り書かれていなかったし、一方で障害児の枠になってしまうと、障害の有無についてどちらかなというところのお母さんたち、家族への支援というところが漏れてしまうのではないかと思います。

○柏女部会長 後半のほう、とても大事なことだと思います。それぞれの分野のつなぎのところですよ。ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

石坂委員、どうぞ。

○石坂委員 前回の部会の際に、この会議自体が就学前のことなので、小学校については深く議論しないというところは納得したのですけれども、特に障害児支援では、今、大木委員がおっしゃったように、なかなか保育園では受け入れが難しいというのがあります。もっとも、医療的ケア児等については、ようやく少しずつ受け入れが始まっています。ただ、小学校が医療的ケア児を受ける準備が全然できていないというのがあるので、ここに学校教育への移行が円滑に進むようにという一言書くだけでは、多分うまくいかないというのを非常に感じています。同じ行政ですから、当然連絡もしていますし、一緒に打ち合わせもしたりするのですが、意外と子供の福祉の分野と教育委員会是一緒にやっ

ているようで一緒にやっていない。方向性が違うという部分があります。今回、テーマも就学前に絞るといことで教育の分野が入っていないのかもしれないのですが、意外とその辺りで行政に溝があるのです。

ですから、幼保小連携ぐらいの出口のところまでは書いたほうがいいのではないかと。そこから後の就学した児童のことは、教育委員会なり何なりいろいろところがあるのですが、この就学前をやるのだったら、妊娠期の入り口からといたら、幼保小連携の出口ぐらいはもう少し厚く書いたほうがいいのではないかと。特に医療的ケア児の受け入れをどうするかという課題は、今、目の前にあるので、そのように思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。先ほど申し上げた6ページ「3 妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化」の提言③の部分が、まさにそこにかかわるかと思えます。子供の成長の各段階に応じてかかわる機関同士の、いわば出口のところでの機関連携という形になろうかと思えます。医療的ケア児の問題については、機関連携による受け入れ体制の整備がまだまだ十分ではないので、大事だと思いました。

放課後児童クラブでの受け入れという問題も、まだほとんど進んでいない。保育所や学校よりも進んでいないという状況なので、この辺りのところも考えていかなければいけないと思えます。

それでは、最後の6ページ「3 妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化」のところ、今、かなり議論が出ているようですので、もう幾つかこの部分で出ていますけれども、それ以外に、あるいは重複して御意見があれば出していただければと思います。

松本委員、お願いします。

○松本委員 提言②の一つ目の子育てひろばに障害児を支援するための専門職を配置する取組を推進すべきというところなのですが、地域のほうでは、先ほど来お話があります医療的ケア児もこういったところが使えないとか、来られるような支援をしたいという人もいらっしゃるのですが、ここの障害児というところには、そういった医療的ケア児も含めて想定しているかというところ。

○柏女部会長 では、事務局として確認をお願いします。

○竹中家庭支援課長 こちらとしては、医療的ケア児も含めた形で支援したいと思います。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。そこは含めるべきという御意見ですね。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 今の話題から少しそれてしまうかもしれないのですが、私の本務は児童発達支援センターですが、こういう制度が立ち上がる前からずっと、そうした支援を必要とする地域のさまざまな機関に我々の職員が出向いて支援を行うということを積極的にやっています。そういうものが制度化される中で、保育所等訪問支援事業という話が出ていったという経緯があるのですが、こうしたさまざまな外に向けた支援活動に対して、制度に乗っているものもあるのですが、制度にはないものについてもやらなければならない実態があるわけですね。そういうことに対して、当然、時間やエネルギーを費やして、職員が出向くわけですから、交通費もかかるしということで、幾ばくかのお金をいただくというようなことをするのです。しかし、そういう場合に、税務署から、それは人材派遣業にあたると言われて、課税徴収されそうになる。今、税務署と戦い中なのです。

先ほどから何度も言いますように、いろいろなところに切れ目がいっぱいあるから、切れ目がないということが叫ばれるのですが、その一つに、行政の縦割りの中での切れ目があるのです。例えば、財務当局に対しても、職員派遣による支援を積極的にやることの必要性とか意味、あるいは社会からの大きな期待があるのだというところをしっかりとつなげてほしいのです。そこに切れ目があるから、税務署の人たちはほとんど意義も価値もわかっていない中で、書類上の記載や数字だけを見て判断をされてしまうみたいな、本当にあっけにとられるような状況が起きてしまっているのです。

そういう意味で、提言に書いていただくなり、福祉分野以外の行政関係者にもしっかりと目にしてもらおうような方策をとるなりしないと、事業の推進と言っても、結局他の部分でブレーキがかかってしまうのです。そういう意味でのミッションはしっかり自覚していて、積極的に進めていきたいと思っているのですが、現実的にはそれがなかなか厳しい仕打ちに遭っているという実態もありますので、その辺りをどのように盛り込むかはわかりませんが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。とても大事なことで、忘れてはいけないと思います。資料3の「⑨全庁横断的なプロジェクトチームの立ち上げ」で、これは児童相談体制の強化についてですが、今のお話のように、相互に制度が少し干渉し合っている事例などについて、⑨では議論があるのでしょうか。

○竹中家庭支援課長 今回の全庁横断的なプロジェクトチームには、財務とか人事を所管し

ている総務局とか財務局も参加しております。現状を把握してもらい、それを人材育成や確保、さまざまな事業に反映できるようにしようというところもありますので、そういう意味では、東京都としては、横串が刺さっていると思っております。

- 柏女部会長 わかりました。全体にそれぞれのセクションで自覚を高めていただくということも大事なのですが、今の加藤委員の御発言のようにあるように、相互に制度が矛盾するようなことも場合によっては結構あるのではないかと思うので、そういうものについてもできる限り複数のセクションが集まるところでディスカッションができるかと思いかと思います。

なかなかそれはこういう一つの審議会だけでは難しいところがありますので、全庁横断的なところで話題に出していただくと進むかと思えます。御検討をよろしくお願いいたします。

大木委員、お願いします。

- 大木委員 6ページの提言①のタイトルで「支援が必要な子供に早期に気付き」とあるのですが、多分これまでの議論を踏まえると、この部分は「支援が必要な子供と家族に気付き」だと思うのです。たとえば、お母さんはメンタル上の課題があって障害分野の主管課がかかわっていて、子供には子供家庭支援センターがかかわっていてというようなケースの場合、結局それぞれの部署がその対象のところしか見ていないので、家族全体をきちんとアセスメントするということがすごく抜け落ちてしまうことがあるのです。なので、各機関にそれぞれ専門とする支援対象はあるのですが、家族全体を支援チームできちんとアセスメントするという家族アセスメントのことを提言①の中にぜひ入れていただきたいと思えます。

- 柏女部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

加藤委員、お願いします。

- 加藤委員 特に乳児期であれば、子供の存在というのはひたすら親に依存しているわけです。一方で、親は昨今、非常に強いストレスにさらされたり、孤立感が強かったりして、結局精神科領域の治療を必要とするというような状況も実態として増えている気がします。そういうときに、その親御さんも一緒に支援を必要とするのですが、いかんせん我々一機関だけでは完結することはできない。そういう意味で、地域のさまざまな機関に呼びかけるのですが、実際問題なかなか周りは動きません。もちろん、そういうことが

必要だというのはみんな知っているのです。児童相談所なども、この間、最終的に児童相談所の福祉司とか心理司を2,000人増やすという国のニュースがありましたが、もちろんそういう量の問題もあるかもしれないですけども、おそらく、量だけではなくて考え方と、彼らが手を出せないような制度的なものがあるのではないかと思います。

いずれにしろ、彼らは警察沙汰になるまで、ほとんど出てきません。でも、前からいろいろな場で申し上げているように予防が大事なわけで、このまま放っておいたらそれこそとんでもないことになるよというような事態が、例えば私どものところでも幾つもあるのです。やはりそれは放っておけないのです。かといって、我々は自己完結できないから呼びかけるのですけれども、なかなか動かない。だから、私たちが結果として動かざるを得ないので動いているのですけれども、そういう意味では、制度的なネックになっているようなもののハードルを少し下げるとか、外すとか、人手の部分ではなくて、もう少し動く際にあたっての姿勢というか、そういうものが徹底されないと、予防等はできない。行政というのは、すぐ目立った量で解決しようみたいな話が何となく多いような気がするのですけれども、本当の根っこはそんなところではないと思うのです。そこに対するアプローチをしっかりとしない限り、こういう問題はモグラたたきに終始してしまうと思うのです。

体制強化というとすぐ頭数ということで、手の数を増やすという話になりますが、そうではないのです。足りないのは知恵であって、そういう意味では、そのようなことも提言のどこかで触れていただくと警鐘になるのではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

北井委員、どうぞ。

○北井委員 6ページの各分野の連携体制の強化ということで、言葉としては非常にいいのですけれども、連携について具体的な内容がはっきりしなくなっているのではないかと思いますので、連携体制を明文化して、その明文化した内容に関して相互の機関の中で検証するとか、そういう形でしないと、単に強化するという言葉だけでは宙に浮いてしまうので、やはり内容を具体化していただきたい。その辺りが今、加藤委員が言った知恵を出すということにもつながるのではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。これに関連して、これは私の意見なのですが、高齢者のほうで進められている30分程度で関係者がみんな集まれるような地域包括ケア会議とか、そうしたものの子供バージョンというのが実験的にできないだろうと思うのです。介護支援専門員だと権力がありますので、呼びかけると、困った家庭のところのみ

んなで集まって議論するというようなことができるわけですがけれども、子供の分野だと利用者支援専門員に力がないので、利用者支援専門員が障害児相談支援事業所と、それから子育てひろばとかファミリー・サポート・センターの人に集まれと声をかけても、先ほど加藤委員がおっしゃるとおり、誰も来てくれないという話になってしまうのだらうと思うのです。

そこで何とか関係機関が集まれるような仕組みをモデル的につくって、そういう地域包括的な支援が子供の分野でもやれるような可能性をつくっていくことがすごく大事だと思っています。それは先ほど石坂委員がおっしゃったように、区市町村であれば要対協がありますので、要対協で重篤な問題は関係者が集まる仕組みができています。だけれども、地域の中で子育て家庭がちょっと困ってSOSを出したときに、みんな集まれといって集まれるような仕組みが、今、子供の分野ではないので、そこを何とかつくっていけないだろうかと思うのです。その辺りは提言③のところを少し膨らませて、切れ目のない支援をするための提供体制を検討する必要があるという形で出していただけるとよいと思いました。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 今、委員長がおっしゃったことはとても大事だと思っています。そのときの情報収集とか子育ての体制強化の中の一つとして、大木委員がおっしゃった家族のアセスメントみたいなものが入ってくると思います。

今、健やか親子21の第2次計画で、育てにくさの要因に、子供の問題、親の問題、親子の問題、それを取り巻く環境の問題、この4つの要因をしっかりと見るようになっていきます。ぜひ体制の中にこの4視点を必ず入れたアセスメントをして、支援をするというように基本的にやっていくとよいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。特によければ、あと20分弱ありますので、「おわりに」と、全体を通じて幅広く御意見を頂戴するというにさせていただきたいと思います。

正木委員、お願いします。

○正木委員 全体を通してなのですからけれども、私は虐待のことをお話しさせていただきます。

先ほど加藤委員が量より質だという、そのとおりでございまして、目黒区の事件において、児童相談所の方は自宅を訪問したものの、会わずに帰っています。会いに行く時間はあったわけですし、死亡時の状態を見ると、本児に会っていればおそらくわかるはずなのです。ですから、警察官に立ち会ってもらって強制的に立ち入る等、警察との連携強化

がとても大事になってきます。虐待死は待って欲しくない以上。スピード感を持って、この連携だけでも即やっていたいただきたいなと思います。恐らく助けられる子は相当出てくるのではないかと。お願いいたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。

その関連で言えば、6ページの提言③のところ、転居前後の支援機関の切れ目のない連携体制というところにもつながってくるかと思います。これも児童相談所間のことは全国レベルでは大事だと思いますけれども、東京都内でいえば区市町村間のケース移管等々についても考えていかなければいけないのだらうと思いますので、そうした視点としても学び合っていくことが大事だと思います。

他はいかがでしょうか。

大木委員、お願いします。

○大木委員 提言の中にも出ていたのですけれども、教育委員会との連携のことは全国どこも課題で、東京都も、ここは福祉保健局の審議会なのでどうなのかわからないですけれども、もし書けるのだったら、教育機関と保健福祉、医療との連携のところを明示的に書けるとすばらしいなと思います。性教育も東京はすごく学校内でやりにくい現状がまだあるなと感じていますが、先ほどの予防的な性教育のことから始まり、障害を持っているお子さんへの支援であるとか、あと、今回余り具体的には出ていませんが、外国人のお子さんなどについても言及できればよいと思います。神奈川県などは教育機関への親御さんの通訳派遣があったりするのですけれども、東京都はなかなか体制がとれない中で、結局お子さんが不登校になってということが繰り返される事例も少なからずあるのです。

○柏女部会長 報告書自体は東京都のほうに出しますので、そこで教育委員会としっかりと連携をとるようということとは十分書けるとと思います。全体的にそういう議論が非常に強いので、その切れ目の問題も解決していくようにしなければいけないということは書けるとと思います。ありがとうございました。

他はどうでしょうか。

○秋山委員 教育委員会は今、性教育に大変取り組んでおりまして、医師会とも今回協力して進めるようになっておりますので、これまでの数年間は取り戻せるのではないかと考えております。

○秋山委員 6ページの提言①の1つ目に「情報システム等」というところがあるのですけれども、この情報システムというところがやはり私は今回大事なキーワードではないかと

思います。母子保健と児童福祉と障害分野がどのようにきちんとした情報システムをつかっていくか。ここをもう少し具体的に進めていただけるといいかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。ここは本当に具体的に、ICTを使った情報共有等についての議論も出ていましたので、ぜひ行政でモデル的に開発等を進めていただくといいかと思います。

他はどうでしょうか。

石坂委員、どうぞ。

○石坂委員 直接そういう文言がないので、どこの部分で触れたらいいかわからないのですが、先ほど人材に関して数ではなくて頭なのだというお話もあって、あと、私も地域の連携とかそういうことを言っていたのですが、ただ、圧倒的に人材が足りないことから、人材確保についてはどこかで書かないといけないのではないかと思うのです。どうしてもこれから少子化、人口減が続いていきますので、どちらにしても人手は足りなくなるということで、提言にはこういう施策が必要とか、研修するとか、これだけの人を投入していくみたいなことが書いてあるのですけれども、投入しなさいと区市町村に言われても、人がいないのでできません、で終わってしまうので、人材を投入するためには確保のところもちょっとは書いてあったほうがいいなと思います。

○柏女部会長 具体的に何か書きぶりとかはありますか。人材確保といってもいろいろあって、例えば規制緩和の方向に行ったりとか、給与アップという方向に行ったりとか、いろいろなところに行くので、一定の方向性を出しておいたほうがいいかと思ったのです。

○石坂委員 多分、ベースアップとか待遇の改善というのが一番大きいとは思うのですけれども、ただ、一番思うのは、介護の分野でも、児童福祉の分野でも、新卒を確保するのが非常に大変だと思っていますので、人材を確保してそれをどれだけ長く続けてもらうかという話になってくると、今度はやはり専門人材の処遇改善かとは思うのです。そういうところをもうちょっとやっていただくというのを書いていただければと思います。

○柏女部会長 わかりました。6ページの「3 妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携」の提言③のあたりになるのかもしれませんが、総合的な人材確保策ということは大事だと思います。ありがとうございます。

他はどうでしょうか。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 最初の母子保健のところ秋山委員もおっしゃっていたのですが、6ページの

提言③で転居前後の機関同士の連携という部分ですが、自治体同士の連携についてもですかね。結局、各自治体の考え方で母子保健サービスが受けられたり受けられなかったりというのは課題だと思いますので、今度の条例に盛り込んでもらうぐらいの強制力を持って自身の住所地ではなくても同じサービスが受けられるようになるといいなと思います。

○柏女部会長 課題ですよ。ぜひ入れておきましょう。

その他どうでしょうか。よろしければ、これは御意見があった場合に、事務局のほうに後からお寄せいただくということも可能でしょうか。

○竹中家庭支援課長 1週間ぐらいをめぐりにメール等でいただければ可能です。

○柏女部会長 わかりました。では、1週間ほどをめぐりに、何かこれだけはやはり伝えておかなければいけないということがありましたら、メール等でお伝えいただければ、意見と同様の扱いにさせていただきたいと思います。

それでは、おおむね意見も出たようですので、今日はここまでとさせていただいて、今日いただいた御意見も踏まえて、事務局のほうで文章化して、全委員に全文を一回提示していただくということにさせていただきます。これは事前に送っていただけますでしょうか。

○竹中家庭支援課長 事前に送らせていただきます。

○柏女部会長 では、事前に送っていただいて、ざっと一読していただいた上で、次回の部会に参加をしていただくという形でお願いしたいと思います。

今日の審議は以上になりますけれども、委員の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から今後の予定などがありましたら、お願いしたいと思います。

○竹中家庭支援課長 本日はありがとうございました。

次回の部会開催につきましては、資料4をご覧ください。第8回の部会は、報告書の検討をお願いしたいと思います。日時は10月3日水曜日の午後4時からの開催を予定しております。場所につきましては、後日、改めて委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

そして、報告書案の全文につきましては、9月下旬までに委員の皆様へメール等でお送りさせていただきます。また、意見がもしありましたら、1週間ごとにメールでいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。9月下旬に提示させていただきます案につきましては、次回部会の前までにお目通しいただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○柏女部会長 委員の方、今の御説明で、今後の進め方について何かありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、今日の第7回専門部会はこれで終了とさせていただきます。次回が最終になりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

閉 会

午後3時52分